

## 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の役職員の給与等の水準（令和4年度）の取りまとめ

### 1. 常勤役員の報酬の支給状況（平均）

各法人の役員の報酬水準については、職務内容の特性や国家公務員指定職適用官職との比較などを考慮すると妥当であると考えます。

	令和3年度	令和4年度	対前年度差	対前年度比
	(千円)	(千円)	(千円)	(%)
法人の長	18,143	18,094	▲49	▲0.3
理事	14,301	14,501	200	1.4
監事	12,169	12,155	▲14	▲0.1

### 2. 常勤役員の退職手当の支給状況

- ・令和4年度中に退職手当の支給を受けた常勤役員は、51人（法人の長10人、理事37人、監事4人）で、総額約14億円が支給された。
- ・業績勘案率により退職手当の額が増減（各国立大学法人等が役員の業績に応じて決定する率）された役員は11名であった。

	退職役員数	支給総額	平均支給額	平均在職期間
	(人)	(千円)	(千円)	
法人の長	3	23,867	7,955	6年 4月
	7	332,544	47,506	35年 8月
理事	11	50,455	4,586	4年 5月
	26	965,439	37,132	34年 4月
監事	4	9,154	2,288	2年 8月
	-	-	-	-

注1) 令和4年度中に業績勘案率が確定し、退職手当の支給を受けた役員について、役員としての在職期間のみを有する者の金額の総額等を上段に記載し、職員から引き続いて役員となった者について、役員在職期間に職員在職期間を通算した期間をもって当該役員の在職期間として算出した金額の総額等を下段に記載している。

注2) 退職手当の支給額については、各法人における役員報酬や役員の在職期間等に応じて異なっている。

### 3. 職員の給与水準

- ・事務・技術職員について、各法人の検証結果等を考慮すると、適切な対応が執られていると考える。
- ・医療職員（病院看護師）について、対国家公務員指数は100未満となっているが、一部の病院では100を超えていた。これは国家公務員と職員構成が異なること等によるものであると考える。

	平均年間給与	対国家公務員指数		
	令和4年度 (千円)	令和3年度	令和4年度	対前年度差
事務・技術職員	5,968	86.9	86.7	▲0.2
医療職員（病院看護師）	5,283	99.1	99.8	0.7

注1)「平均年間給与」は、通勤手当、超過勤務手当及び特殊勤務手当等を除いた額

注2)「対国家公務員指数」は、国立大学法人等と国家公務員の給与の比率を国立大学法人等の年齢階層別人員構成をウエイトに用いて加重平均した指数(法人基準年齢階層ラスパイレス指数)であり、国家公務員の給与水準を100とした場合の国立大学法人等の給与水準を表すものである。なお、規模の小さい法人にあつては、人事交流等による職員分布の変化によって、指数が大きく変動する場合があります。経年変化をみる上で留意することが必要である。

(参考)

	平均年間給与	対国家公務員指数		
	令和4年度 (千円)	令和3年度	令和4年度	対前年度差
教育職員（大学教員）	9,151	95.7	95.2	▲0.5

注1)「平均年間給与」は、通勤手当、超過勤務手当及び特殊勤務手当等を除いた額

注2)「国家公務員との給与水準の比較指標」は、法人化前の国の教育職（一）と行政職（一）の年収比率を基礎に、令和4年度の教育職員（大学教員）と国の行政職（一）の年収比率を比較して算出した指数である。

### 4. 人件費の状況

	令和3年度	令和4年度		対前年度差 (千円)
	(千円)	(千円)	構成比 (%)	
給与、報酬等支給総額	876,628,238	874,895,845	53.6	▲1,732,393
退職手当支給額	67,754,470	70,801,496	4.3	3,047,026
非常勤役職員等給与	480,432,849	485,201,041	29.7	4,768,192
福利厚生費	201,329,479	201,796,225	12.4	466,746
最広義人件費	1,626,145,036	1,632,694,645		6,549,609

注1)「給与、報酬等支給総額」とは、常勤役職員に支給した報酬、給与、賞与、その他の手当の合計額である。

注2)「退職手当支給額」とは、常勤役職員に係る当該年度に支給した退職手当の支給額である。

注3)「非常勤役職員等給与」とは、非常勤役職員、臨時職員等に支給した給与、諸手当、退職手当支給額の合計額である。

注4)「福利厚生費」とは、すべての役員及び職員（非常勤等を含む。）に係る法定福利費と法定外福利費の合計額である。

注5)「最広義人件費」とは、注1から注4における各人件費の合計額である。ただし、千円未満を切り捨ててあるので、合計額は一致しない。